1.概 要

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大 た法律であり、化学物質管理の新しい取り組み ルギーの一部が温室効果ガスに吸収されること います。 により地表面の温度が上昇する「地球温暖化」 が世界的に懸念されました。1997年の京都議定 書(COP3)を受け、1998年から99年にかけ「エ ネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ 法)」「地球温暖化対策の推進に関する法律(地 球温暖化対策推進法)」「特定物質の規制等に よるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保 護法)」がそれぞれ、温室効果ガスの排出抑制 に向け、制定あるいは改正されました。

2000 年には「循環型社会の形成」に向け、リ サイクル対策の基本的な枠組み法として「循環 型社会形成推進基本法」が制定され、「改正リ サイクル法」と「改正廃掃法」を総合的・計画 的に推進するための法体系が形成されました。

人の健康や生活環境に被害をもたらすような 有害化学物質については、化学物質の製造、使 用、排出・廃棄などに関する法規制、例えば「化 学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)」「労働安全衛生法(安衛法)」「大 気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処 理法」などのいくつかの法律が制定され、その 中で個々に規制が行われており、必要に応じて 規制強化が図られてきています。

態系への影響や、ダイオキシン問題などが社会参考として次ページに「我が国の環境問題の変 問題化し、化学物質の環境への影響や安全性に 遷」を掲載しました。 関する意識が社会的に高まりつつある現状を受 け、1999 年に制定された「特定化学物質の環境 への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関 する法律(PRTR法)」はこれまでの法律のあり 方とは異なり、有害性の恐れが見込まれる多く の物質を対象とすることで環境リスクを全体と してできるだけ低減させていくことを主眼とし

気中濃度が増加し、これに伴い太陽からのエネ として国際的にも有効な手法として注目されて

最近の動きとしては、平成17年8月に「エネ ルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ 法)」の大幅な改正が行われ、平成 18 年 4 月に 施行されました。これまでも地球温暖化防止に 向け、徹底したエネルギーの合理的使用をめざ した改正が行われてきましたが、平成 17 年 2 月 の京都議定書発効等を受け、各分野におけるエ ネルギー使用の合理化を一層進めるべく、エネ ルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における 対策の導入や、工場・事業場及び住宅・建築物 分野における対策の強化が図られました。

また「労働安全衛生法(安衛法)」における 「化学物質等の表示・文書交付制度の改善」に 関して、2003年に国際連合から勧告された「化 学品の分類および表示に関する世界調和システ ム(GHS)」をふまえた改正が行われ、平成 18年12月に施行されました。

このように、近年の環境や有害化学物質の取 り扱いに関する法規制の動きを受け、潤滑油を 取り巻く状況も大きく変化しつつあります。こ こでは、潤滑油に関係すると考えられる環境関 また、環境ホルモンによるものと思われる生 連法令について、簡潔に解説することとします。

我が国の環境問題の変遷

我が国の現境同趣の変達 年 環境の状況及び国際的な動き 国内の環境対策			
	 昭和 40 年	赤潮発生の広域化	·公害対策基本法制定(S42)
分 第 経 産 昭 1 世 1 世 1	(1965年)	·新潟水俣病訴訟、四日市公害訴訟(S42)	·大気汚染防止法·騒音規制法制定(S43)
〜昭和47年) 第1期、昭和30年代中頃経済成長期 産業型公害が発生した高度	昭和 45 年 (1970 年)	・光化学スモッグ被害、東京で頻発(S45) 煤塵、SOx の深刻な大気汚染発生 PCB による環境汚染問題化 ・OECD による汚染原因者負担の原則採択(S47) ・国連人間環境会議で人間環境宣言採択(S47) ・国連総会で世界環境デー(6月5日)決定(S47) ・国連環境計画(UNEP)設立(S47)	・第 64 回国会(公害国会)で 14 の公害関連 法成立(S45) 海洋汚染防止法、廃掃法、水質汚濁 防止法、公害防止事業費事業者負担 法など制定 ・環境庁発足(S46) ・尾瀬自動車道路の工事中止(S46) ・自然環境保全法制定(S47)
代) 第2期、昭和48年~昭和50年 た経済の安定成長期 で経済の安定成長期	昭和 48 年 (1973 年)	・ワシントン条約採択(国連)(S48) ・フロンによるオソン層破壊の可能性指摘(S49) ・ロントン条約発効(S50) ・瀬戸内海で赤潮大発生(S51)	・瀬戸内海環境保全特別措置法制定(S48) ・化学物質審査規制法制定(S48) ・公害健康被害補償法制定(S48) ・日本版マスキー法の告示(S49) ・SOX 排出総量規制制度の導入(S49) ・省エネルギー法制定(S54) ・COD 発生負荷量の総量規制スタート(S54)
	昭和 55 年 (1980 年)	·SOx 環境基準ほぼ達成される(S55) 光化学オキシダント発生減少傾向 全国の地盤沈下面積広がる	・NOx 排出総量規制制度の導入(S56) ・湖沼水質保全特別措置法制定(S59)
地球環境問題が認識され始めた時期 第3期、昭和60年代以降)	昭和 60 年 (1985 年)	 ・南極上空のオゾンホール発見(S60) ・オゾン層保護のためのウィーン条約採択 (S60) 自動車交通騒音環境基準達成の低下続く トリクロロエチレン等の地下水汚染広がる NO₂環境基準達成率(一般局)の低下 ・「Our Common Future」公表(WCED)(S62) ・モントリオール議定書採択(S62) ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設立(S63) 閉鎖性水域での生活排水汚染の深刻化 	・オゾン層保護法制定(S63)
	平成元年 (1989 年)	・バルディーズ号油流出事故(H 元) ゴルフ場農薬問題の顕在化 首都圏の自動車大気汚染の深刻化 ダイオキシン問題の顕在化 ・バーゼル条約発効(H4) ・気候変動枠組条約採択(H4) ・生物多様性条約採択(H4) ・地球サミットがリオデジャネイロで開催(H4)	・水質汚濁防止法改正(地下水汚染の未然 防止等を制度化)(H元) ・地球温暖化防止行動計画閣議決定(H2) ・再生資源の利用の促進に関する法律制定(H3) ・自動車 NOx 法制定(H4) ・種の保存法制定(H4) ・政府開発援助大綱閣議決定 - 「環境保全」 基本理念に(H4)
	平成 5 年 (1993 年)	廃棄物最終処分場のひっ迫 ・「すでに温暖化は始まっている」(IPCC) 第二次評価報告書(H7) ・砂漠化条約採択(H8) ・ナホトカ号重油流出事件(H9) ・京都議定書を採択し(COP3)、排出削減約束を設定	・環境基本法制定(H5) ・環境基本計画閣議決定(H6) ・容器リサイクル法制定(H7) ・経団連環境アピール発表 - 経済界の自主 行動宣言(H8) ・環境影響評価法制定(H9)
	平成 10 年 (1998 年)	・PIC 条約採択(H10) ・所沢ダイオキシン野菜問題(H11) ・「気候変化 2001」IPCC 第三次評価報告書(H13) ・POPs 条約採択(H13) ・COP7(マラケシュ合意)(H13)	・家電リサイクル法制定(H10) ・地球温暖化対策推進法制定(H10) ・省エネルギー法改正(トップランナー方式等の導入)(H10) ・化学物質排出把握管理促進法制定(H11) ・ダイオキシン類対策特別措置法制定(H11) ・グリーン購入法制定(H12) ・循環型社会形成推進基本法制定(H12) ・食品リサイクル法制定(H12) ・建設リサイクル法制定(H12) ・建設リサイクル法制定(H13) ・アロン回収破壊法制定(H13) ・PCB 特別措置法制定(H13) ・自動車 NOx 法改正(新たに PM を追加)(H13)

環境省作成資料を一部改変

2. 環境基本法

平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号 (最終改正:平成 18 年 2 月 10 日法律第 4 号)

この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。日本の環境政策の基本法として必要なことを以下の構成で定めています。

環境保全の基本理念

1	環境の恵沢の享受と継承等		
2	環境への負荷の少ない持続的発展が可		
	能な社会の構築等		
3	国際的協調による地球環境保全の積極		
	的推進		

また国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を定めています。

環境保全に関する基本的施策の体系

- 1)施策の策定等に係る指針
- 2)環境基本計画
- 3)環境基準(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、 騒音)
- 4)特定地域における公害の防止(公害防止計画 の作成)
- 5)国が講ずる環境の保全のための施策等

施策の策定、実施にあたって環境の保全についての配慮 環境影響評価の推進 環境の保全上の支障(公害、開発などによる)を防止するための規制の措置 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置 環境の保全に関する施策の整備等の事業の推進 環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進 環境の保全に関する教育、学習等 民間団体等の

自発的な活動を促進するための措置 情報の提供 調査の実施 監視等の体制の整備 科学技術の振興 公害に係る紛争の処理及び被害の救済

- 6)地球環境保全等に関する国際協力等
- 7)地方公共団体の施策
- 8)費用負担及び財政措置等

主な法的要求事項(事業者の責務(8条))

- 1)公害を防止し、自然環境を適切に保全するために必要な措置を講ずる
- 2)製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる
- 3)事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努める
- 4)事業活動において再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努める
- 5)自助努力及び施策へ協力する責務